

## 第5回各務原市新庁舎建設基本計画策定委員会 議事概要

日 時 平成28年2月15日(月) 10時00分～11時10分  
場 所 各務原市役所4階大会議室(東)  
出席委員 杉戸真太委員長、福島茂副委員長、二神律子委員、神谷和孝委員、  
柳原幸一委員、藤吉里美委員、小島秀俊委員、熊崎敏雄委員、森勇委員、  
藤井孝一委員、紙谷清委員、花田澄子委員、三浦真由美委員、柴山拓治委員  
  
欠席委員 犬飼利嗣委員  
傍聴人 4名

### 1. 協議事項

- ①事業手法等について
- ②整備スケジュールについて
- ③財政計画について

### 議事録(要旨)

議題 ①事業手法について

資料1 事業手法について

事務局説明
・新庁舎建設の事業手法及び設計者の選定手法について、各手法の概要を説明した。
主な意見及び質疑応答
(委員) 設計施工分離発注が望ましいと考える。現庁舎敷地は地盤やその他に特殊な条件はないと思うので、DB方式のメリットが活かしにくいと考える。設計者の選定手法について、技術力が十分ではない設計者が選定される可能性があるため、競争入札は避けるべきである。今回の庁舎は、仮設庁舎を用いて現在の庁舎を解体して自由に計画する方が良い。選定方式は、プロポーザル方式により設計者を選定することが望ましいと考える。
(委員) 各務原市において、プロポーザル方式にて設計者選定を行った事例はあるか。設計者の選定基準を市で設定することは難しいのではないか。
(事務局) 鶴沼市民サービスセンターなどプロポーザル方式により設計者を選定した実績はある。また、新庁舎建設において、ほとんどがプロポーザル方式によって設計者を選定している。選定基準の設定については今後慎重に協議を進めていく。
(委員長) プロポーザル方式では様々な評価項目に対し配点を設定し、各案に対して採点を行う。評価項目の設定や採点を行うのは市であり、その過程では様々な議論が行われる。岐阜市新庁舎整備事業でも、設計者の選定をプロポー

	<p>ザル方式で行い、難しい部分もあったが結果として良い方向に進んだ。</p>
(委員)	<p>岐阜県でもプロポーザル方式により設計者選定を行ってきた。他の自治体においてもプロポーザル方式が多く採用されている。プロポーザル方式は最も民意を汲んだ公平性の高い手法と考えている。プロポーザル選定委員会には、建築の学識者など専門家を入れて編成すべきである。コンペ方式では設計条件の設定に多くの労力を要すること、コンペ参加者への報酬の支払いなど課題がある。</p>
(事務局)	<p>基本計画が完了した段階でプロポーザル選定委員会を立ち上げる予定である。委員には学識経験者に参加いただく予定である。</p>
(委員)	<p>プロポーザル方式では評価方法や評価基準の設定が課題となる。プロポーザル参加者から幅の広い提案を募るため、敷地内での新庁舎の配置や仮設庁舎の建設などの条件設定は工夫が必要である。例えば仮設庁舎のあり・なし両案について1次審査を行い、2次審査にて設計者を選定するような2段階方式や、費用対効果を十分に検討・評価できる基準の設定が重要である。これらについて、プロポーザル選定委員会にて十分な議論が求められる。</p>
(事務局)	<p>プロポーザル参加者の知識やノウハウを活かしたより良い提案を募るため、条件設定には十分配慮し検討を進めていく。</p>
(委員長)	<p>事業手法については各委員より様々な指摘があったが、それらを考慮し新庁舎の事業手法は従来方式（設計施工分離発注方式）、設計者の選定手法はプロポーザル方式が適当であるということで答申をまとめる。</p>

議題 ②整備スケジュールについて

資料2 整備スケジュールについて

事務局説明	
	・新庁舎の整備スケジュール及び工事発注時期について説明した。
主な意見及び質疑応答	
(委員)	本委員会後のスケジュールについて、詳しく説明してほしい。
(事務局)	市長に答申後、基本計画案に関するパブリックコメントを実施し、市で基本計画を策定する。その後、プロポーザルによる設計者の選定、基本・実施設計、施工者選定、建設工事の順序で新庁舎整備を進める。設計内容にもよるが、平成32年度末から平成33年度初頭の供用開始を目指している。
(委員)	仮設庁舎のあり・なしはどの段階で決定するのか。
(事務局)	幅の広い提案を募るため、プロポーザル時は仮設庁舎のあり・なしは条件

にしない予定である。ただし、現庁舎の業務に影響を与えないこと、事業費を抑制した計画とすることなどを条件として提示する予定である。評価の詳細はプロポーザル選定委員会内にて検討する。

(委員) 事業費の抑制を考えると、仮設庁舎なしで良い提案を求めるべきではないか。仮設庁舎の有無は、プロポーザル前に市が条件として決定すべき内容ではないか。

(事務局) 設計者の経験やノウハウを活用するため、提案の幅を狭める条件は設定しない。ただし事業費については抑制することを留意させる内容を条件として示す予定である。

(委員長) 様々な選択の余地があるので、仮設庁舎のあり・なしを条件としないことで幅の広い提案が期待でき、その中から採用案を選定することができる。仮設庁舎の有無により建設期間など様々な項目に影響が現れると考えられるが、全てが提案内容に係わってくるため、選定委員会の中できちんと見識を持って選定できるかが課題である。

(委員長) 整備スケジュールについては、まだ未確定の部分もあるが、平成32年度末から平成33年度初頭の庁舎供用開始を目指した事務局説明のとおり、答申をまとめる。

### 議題 ③財政計画について

#### 資料3 新庁舎の財政計画について

事務局説明
・新庁舎の概算事業費及び財源について説明した。
主な意見及び質疑応答
(委員長) 庁舎本体建設工事費の45万円/㎡は、第3回策定委員会の新庁舎の規模の協議で説明した数値と同様である。この金額は、ユニバーサルデザイン対応など新庁舎としての必要機能を含んだ数値である。また、今回算出した事業費は現時点で想定できる内容を集約した概算値であり、今後周辺整備の必要性や設計内容により変動が生じることがある。
(委員) 防衛省の補助金はどの程度を見込んでいるのか。防音対策工事のみ補助金対象となるのか。
(事務局) 防衛省に問い合わせはしているが、補助算定における対象人口の範囲が明らかではないので、現時点では補助金額を算定することはできない。
(委員長) 財政計画の概要は現時点での概算ではあるが、事務局説明のとおりとする。将来の世代に負担を残さないように、市として市民に対し丁寧な説明を心

がけていただきたい。

2. その他

(事務局) 次回委員会は3月8日の開催とする。